

〇〇株式会社

〇〇寮

外国人留学生のための入居案内

年 月
〇〇株式会社
人 事 部

1. は じ め に
2. 寮 の 概 要
3. 入 居 資 格
4. 利 用 条 件
5. 応 募 要 領
6. 入居者の心得
7. 問い合わせ先

1. はじめに

株式会社_____は、このたび_____寮に、日本で学ぶ外国人留学生若干名を、当社の社員に準ずる条件で受入れることといたしました。外国人留学生の皆さんが、同世代の当社の社員と日常的な交流を通じて、日本をよりよく理解される一助となることを希望します。

2. 寮の概要

(1) 施設名：_____寮（男子寮・女子寮・男女混住寮・家族寮）

(2) 規模（収容人員数）：_____名

(3) 所在地：〒_____市・区・町

（_____線_____駅下車、バス_____分_____下車、徒歩_____分）

[案内図参照]

(4) 建物：鉄筋コンクリート造_____階建

(5) 居室：_____畳の和室（個室）または_____㎡の洋室（個室） [見取図・写真参照]
ベッド、タンス、学習机備付、冷暖房完備
インターネットの接続（共用・個人手配）

(6) 共用施設：食堂、談話室、浴室（シャワー有り）、洗濯室、洗面所、トイレ（和式・洋式）

3. 入居資格

(1) 「留学」の在留資格を有し、修学または研究のために来日し、日本の大学および大学院に在学中の単身または独身の(男子・女子)、留学生とその家族(配偶者及び子供)。
なお、配偶者は就労できない在留資格であること。

(2) 年齢は原則として入寮時_____歳未満。

(3) 入居の申込みに際して、受入れ大学から推薦が得られる者。

(4) 日本の生活習慣をある程度理解しており、日本語で意思の疎通ができること。

(5) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を期する者で心身共に健全な者。

(6) 原則として私費留学生。

(7) 国民健康保険加入者。

(8) 留学生住宅総合補償加入者。

(9) 深夜から明け方におよぶアルバイトに従事していない者。

(10) 入居後、「社員寮生活セミナー（協会が実施する社員寮生活のオリエンテーション）」に参加すること。

4. 利用条件

(1) 入居期間：日本の大学および大学院に在学の期間で、入居許可から4年間以内。

(2) 利用料金：入居者が負担する費用の主なものは、次の通りです。

- a. 寮費 1ヵ月 _____円
(含光熱費または光熱費はメーターによる本人負担)
- b. 食費 朝食 _____円 夕食 _____円

5. 応募要領

(1) 募集人員：大学の推薦する外国人留学生 _____名を限度とします。

(欠員になり次第再募集します)

(2) 募集方法：応募者は、次の書類等を作成し、大学の定める期日までに大学の担当者へ提出すること。

- ①入居申込書（写真貼付、様式所定）
- ②指導教員または留学生担当部局長の企業宛推薦書（応募者の学業、人物、将来性についての所見を記した親展書、様式適宜）
- ③健康診断書（3ヵ月以内のもの・家族寮の場合は同居家族も含む。様式所定、または所定の検査項目を満たしているもの）
- ④本人および保証人の誓約書（様式所定）
- ⑤在留カードの写し（両面）、（家族寮の場合は同居家族も含む）
- ⑥国民健康保険証の写し（家族寮の場合は同居家族も含む）
- ⑦留学生住宅総合補償加入者控の写し（入居許可後提出で可）

6. 入居者の心得

(1) 入退寮

- a. 入居許可（入居可能日）から原則として14日以内に入居してください。
- b. 入居を許可された者は、ここに定める入居者の心得および会社が定める社員寮規程を遵守するとともに、入居期間中は管理者の指示に従ってください。
- c. 寮運営に関する諸規程に違反した行為があった場合は、退寮となることがあります。
- d. 退寮するときは、退寮日の1ヵ月前までに管理者と所属大学に申し出てください。また、_____日前までに所定の退寮願を管理者に提出してください。
- e. 退寮する際は、各自で居室の清掃を行い、入居した時と同じ状態に戻し、管理者の点検を受けてください。万一居室内の壁、じゅうたん、備品等を汚損した場合は、その修理費用は本人の負担となります。

(2) 居室の管理

- a. 居室の鍵は、入居期間中、各自が責任を持って保管してください。
- b. 居室内へのガス器具などの持込み、および居室内での自炊は禁止します。
- c. 居室内の清掃およびゴミの処理は、各自で行ってください。可燃ゴミ・不燃ゴミ・資源等の分別、出す日（曜日）と場所については管理者の指示に従ってください。
- d. 居室を改修することは禁止します。
- e. 許可なく友人等来訪者を寮の建物内に入れることはできません。
- f. 動物を飼うことはできません。
- g. 履物は建物内用の上履きと建物外用の下履きを区別してください。
- h. 居室内ではお香等香りの強いものを焚くことは遠慮してください。

(3) 共用施設の利用

- a. 洗濯は、所定の場所で行ってください。洗濯機・乾燥機に衣類を残したまま外出しないこと。
- b. 廊下に物を置くことは消防法により禁止されています。
- c. 共用の冷蔵庫を利用する場合は、においの強い食品を入れないでください。

(4) 食 事

- a. 食事時間は、朝食：午前___時___分から___時___分まで、
夕食：午後___時___分から___時___分までです。
- b. 食事は食品衛生上、食堂以外へ持出さないでください。
- c. 寮で食事をしない場合には、あらかじめ定められた食事申込表にその旨を記入してください。
- d. 毎週日曜日および年末・年始の食事はありません。

(5) 入 浴

- a. 入浴時間は、原則として毎日午後___時から午後___時までです。
- b. 石鹸やタオルは各自自分の物を使用してください。

(6) その他の注意事項

- a. 門限は午後___時です。大学の実験等で遅くなる場合は事前に管理者へ連絡してください。
- b. 寮への出入りは玄関を使用し、非常口を使わないでください。
- c. 外泊するときは、事前に管理者へ届け出てください。
- d. 一時帰国等により日本国外へ渡航するときは、所属大学へ「海外渡航届」を提出し、その「写し」を管理者へ届け出てください。
また、日程等が変更となる場合も必ず所属大学と管理者へ届け出てください。
- e. 寮内では、他の寮生の迷惑になるような騒音は禁止します。
- f. 寮内における火気の取扱は十分注意してください。
- g. 居室内で使用する電気製品は、あらかじめ管理者の許可を得てください。

- h. 盗難等には各自の責任で十分注意してください。
- i. 居室内に持込む大型の物品については、入居前に管理者と相談してください。
- j. 防災上の理由等により、管理者が居室を点検する場合があります。
- k. 寮費・食費等は、毎月定められた期日までに必ず納入(振込み)してください。
- l. 深夜から明け方におよぶアルバイトは禁止します。

7. 問い合わせ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-20-5 江戸橋ビルディング8F
公益財団法人留学生支援企業協力推進協会 事務局 電話03-3275-0939

以上